

## 宮城県の母子保健の概要

### 1 これまでの法改正と母子保健を取り巻く全国的な状況について

年 度	母子保健行政のあゆみ
平成 9年(1997年)	母子保健法改正、市町村が母子保健事業の基本的な実施主体となる
平成12年(2000年)	「健やか親子21」(2001年から2010年)の策定
平成21年(2009年)	「健やか親子21」の計画期間を4年延長し、2014年までとする
平成24年(2012年)	子ども・子育て支援法の制定
平成27年(2015年)	「健やか親子21(第2次)」(2015年から2024年度)の策定 子ども・子育て支援法の施行
平成28年(2016年)	児童福祉法等の一部改正(平成29年4月1日施行) ・児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化 ・母子健康包括支援センターの全国展開
平成30年(2018年)	成育基本法(略称)の成立(令和元年12月1日施行)
平成31年(2019年)	母子保健法の一部改正(令和3年4月1日施行) ・産後ケア事業の法制化
令和 4年(2022年)	児童福祉法等の一部改正(令和6年4月1日施行) ・こども家庭センターの設置が努力義務化 ・「母子健康包括支援センター」が「こども家庭センター」に名称変更

### 【母子保健を取り巻く状況】

#### 安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援する体制

こども家庭センター（母子保健機能）を拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の体制を確保し、誰ひとり取り残すことなく妊産婦に対し、安心・安全で健やかな妊娠・出産・産後をサポートします。

##### こども家庭センター（母子保健機能）による包括的な支援体制の構築

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ②妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④サポートプランの策定



##### 【支援サービスの例】



##### 妊娠健診の実施

妊娠に対し、1~4回程度の妊娠健診費用が公費助成されています。

##### 産婦健診の実施

産後2週間、産後1ヵ月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や授乳状況等を行う産婦健診を実施します。産婦健診の結果、支援が必要な産婦には、産後ケアなどを勧めます。

##### 産前・産後サポート事業

妊娠・出産や子育てに関する悩みを抱える妊産婦等に対し、地域の子育て経験者やシニア世代の人たちなどが、気軽に話し相手になって相談に応じるなどの支援を行っています。妊産婦等の孤立化を防ぐソーシャル・キャピタルの役割を担っています。

##### 産後ケア事業

退院直後の母子に対し、短期入所、通所又は居宅訪問の形態により、助産師等が心身のケアや育児のサポートを行います。  
令和元年の母子保健法改正により、市町村に実施の努力義務が課せられました。

##### 多胎妊娠や多胎児家庭への支援

育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊娠や多胎児家族支援のため、  
①育児等サポートを派遣し、日常的な生活支援等を行うとともに、  
②多胎児の育児経験者家族との交流会の開催、相談支援等を行います。

##### 若年妊娠等への支援

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊娠等への身近な地域での支援として、NPO等も活用し、  
①アウトリーチやSNS等による相談支援を行います。  
②不安や金銭面の心配から医療機関受診を躊躇する特定妊娠等に対し、支援者が産科受診に同行するとともに、受診費用を補助します。  
③行き場のない若年妊娠等に、緊急一時的な居場所を提供します。  
(※本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市)

##### 外国人妊娠への支援

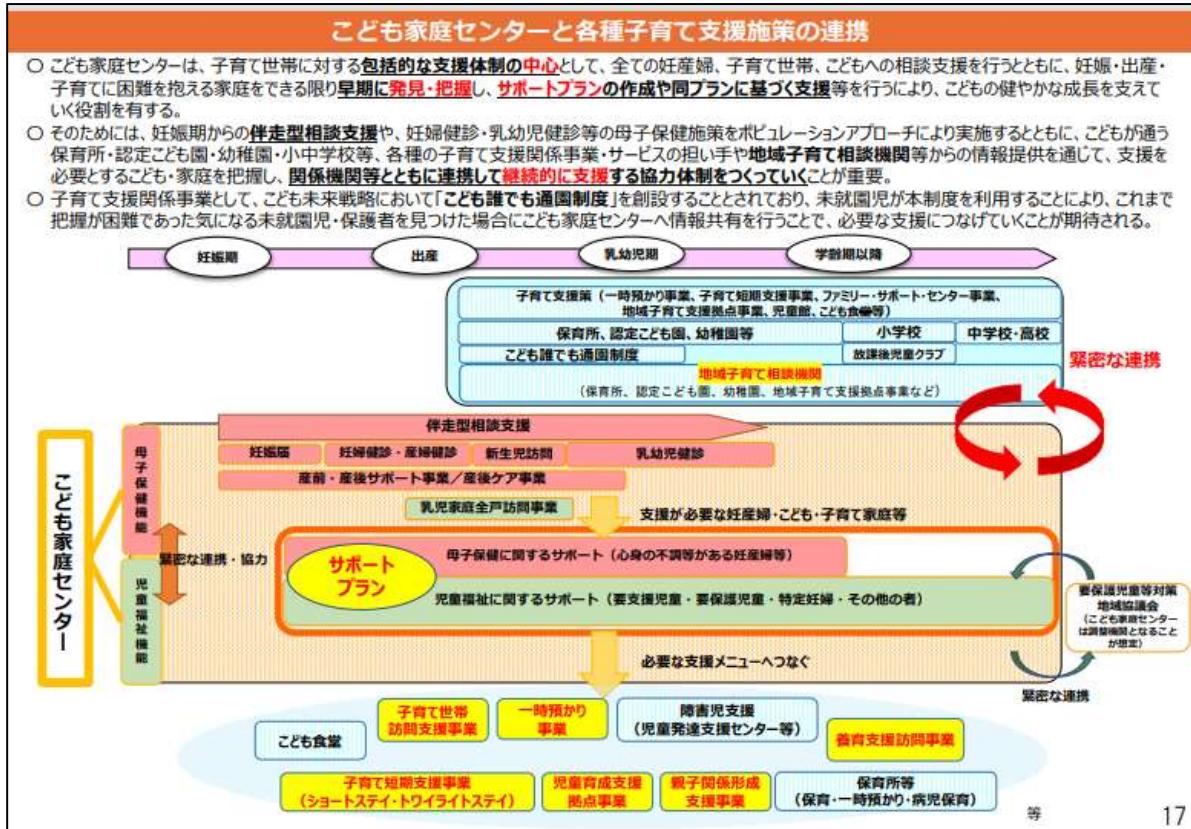
言葉の問題がある外国人の妊娠・出産等を支援するため、母子健康手帳の多言語版（10か国語に翻訳）を作成しています。

##### 入院助産の実施

生活保護世帯など経済的な問題のある妊産婦に対して、所得の状態に応じ、指定産科医療機関（助産施設）における分娩費用の自己負担額を軽減する仕組み（入院助産制度）があります。

(こども家庭庁ホームページから抜粋)

## 【こども家庭センターと各種子育て支援施策について】



17

(こども家庭庁ホームページから抜粋)

## 【産後ケア事業(母子保健法第17条の2)について】

市町村が、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

年 度	経 過
平成 26 年度	予算事業として創設(※平成 26 年度はモデル事業)
平成 29 年度	ガイドラインを作成
令和1年度	母子保健法の改正により、産後ケア事業を法定化(R3.4 施行)
令和2年度	ガイドラインを改定
令和3年度	・産後ケア事業の実施が、市町村の努力義務に(R1 改正母子保健法の施行) ・産後ケア事業として行われる資産の譲渡等について、消費税を非課税に
令和4年度	・住民税非課税世帯に対する利用料減免加算(基準額:1回あたり 5,000 円)等を創設。 ・産後ケア事業の体制整備のための事例集を作成。
令和5年度	・ユニバーサルな事業であることを明確化(対象者を「産後ケア事業を必要とする者」に・見直し)、すべての世帯に対する利用料減免加算(基準額:1 回あたり 2,500 円)や、都道府県の広域調整に関する補助事業を創設。 ・「こども未来戦略」において、産後ケア事業の実施体制強化が盛り込まれる。
令和6年度	・支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算を創設。 ・国立成育医療研究センターにおいて、産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす事業を創設。 ・産後ケア事業を「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けるため、子ども・子育て支援法を改正(R7.4 施行) ・ガイドラインを改定(ケアの内容の充実、安全に関する内容の追加等)
令和 7 年度 (予定)	・「地域子ども・子育て支援事業」として、都道府県負担の導入 (補助割合が国 1/2・都道府県 1/4・市町村 1/4 に変更。R6までは、国 1/2、市町村 1/2) ・兄妹や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算等を創設。

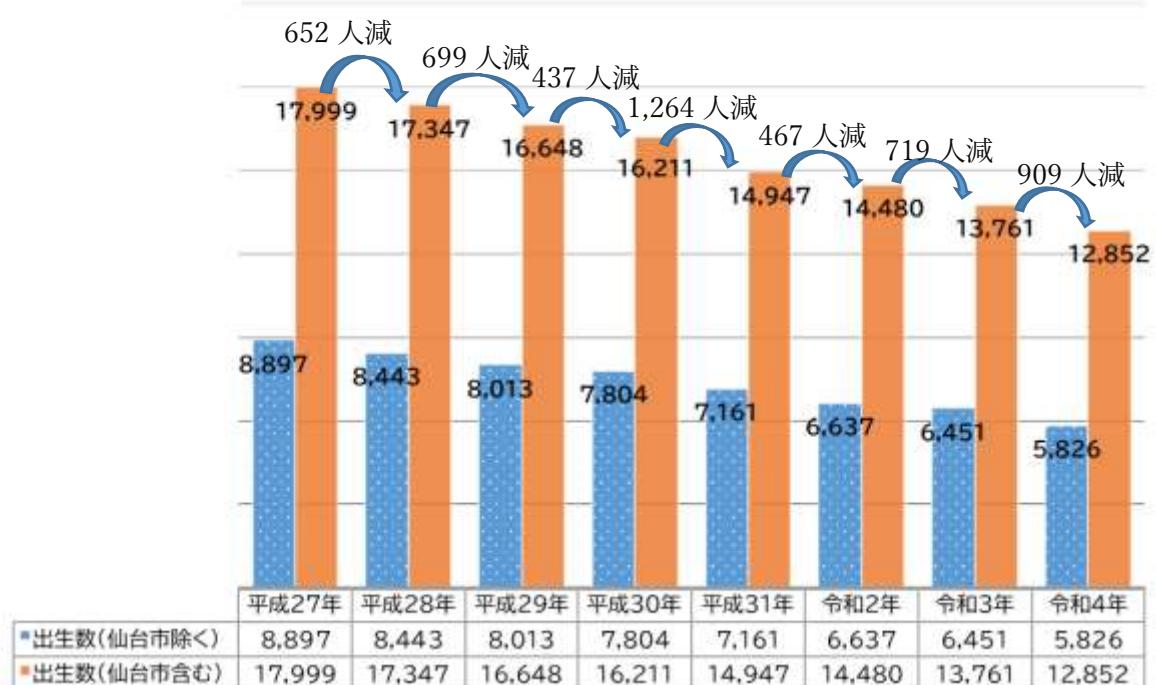
(こども家庭庁ホームページから抜粋)

## 2 人口動態

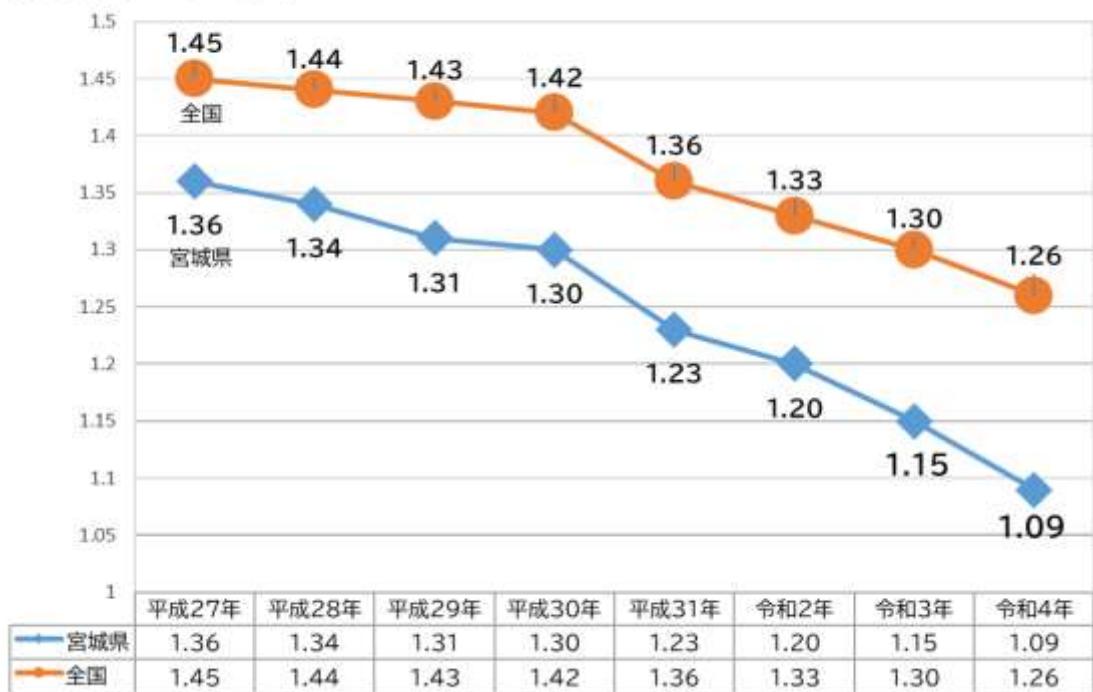
(出展:令和4年度母子保健事業報告)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口(R4年9月末)(仙台市除く)	1,269,478	1,262,495	1,253,385	1,242,288	1,230,635	1,218,436	1,205,943	1,193,459
人口(R4年1月1日)(仙台市除く)	1,274,624	1,267,963	1,260,921	1,251,540	1,240,513	1,228,325	1,216,174	1,194,608
出生数(仙台市含む)	17,999	17,347	16,648	16,211	14,947	14,480	13,761	12,852
出生率(仙台市含む)	7.8	7.5	7.2	7.1	6.5	6.4	6.1	6.1
出生率(全国)	8.0	7.8	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3
出生数(仙台市除く) ※人口動態統計ベース(1/1~12/31)	8,897	8,443	8,013	7,804	7,161	6,637	6,451	5,826
年度 出生数 (a) ※(4/1~3/31)の出生数			—	—	—	—	6,438	5,818
合計特殊出生率(仙台市含む)	1.36	1.34	1.31	1.30	1.23	1.20	1.15	1.09
合計特殊出生率(全国)	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26
合計特殊出生率全国順位(仙台市含む)	43	45	45	45	46	46	46	46

### 出生数の推移(人)

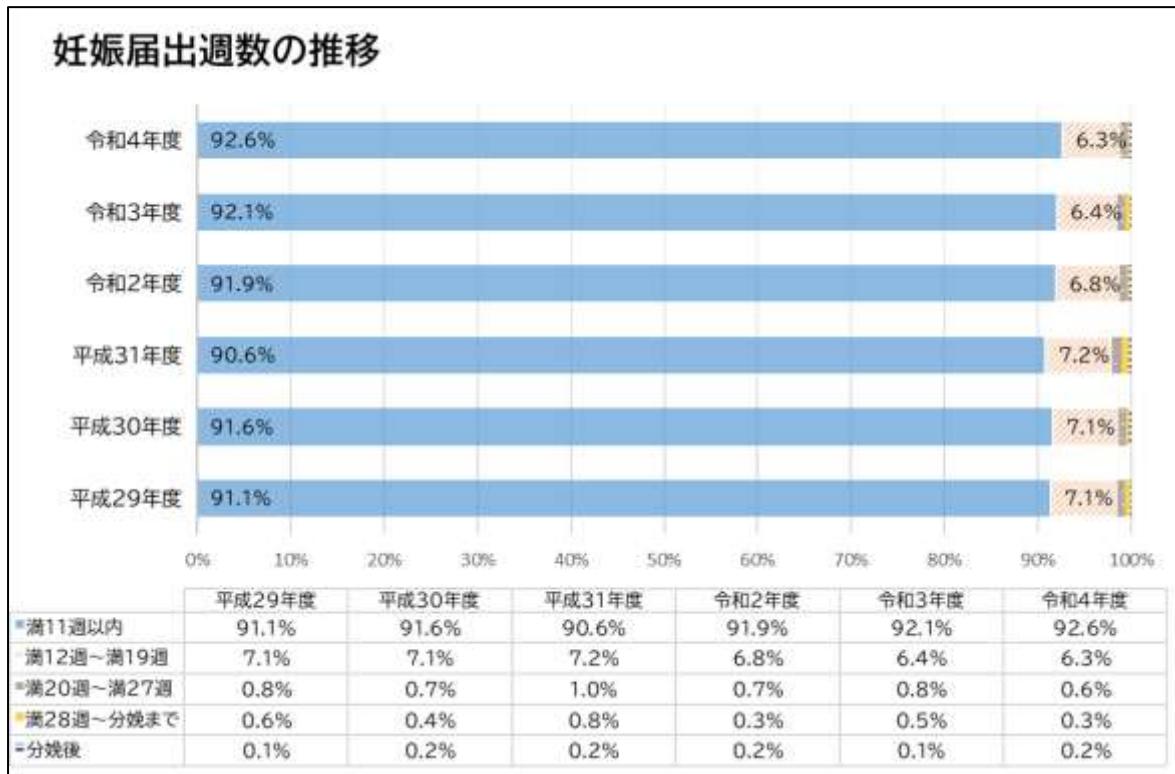


### 合計特殊出生率の推移



## (1) 妊娠の届出について

- ・妊娠週数別届出割合は、妊娠満11週以内の届出が微増し、12週以降の届出は減少傾向。
- ・法令上、妊娠届出時期について時限は定められていないが、厚生労働省では、妊娠11週以下の時期の届出を推奨しており、全国では、令和元年度には93.5%の妊婦が、妊娠11週までに届出を行っている。



## (2) 妊婦に対する支援について

- ・妊婦健康診査1回目から14回目までの交付数、受診数、受診率は表1のとおり。
- ・1回目から4回目までは90%以上の受診率、徐々に受診率は減少している。

**【表1】** (出展:令和4年度母子保健事業報告)

妊婦健康診査票の交付及び受診状況									
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年／令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
① 回 目	交付数	8,691	8,257	8,049	7,441	6,955	6,726	6,146	5,839
	受診数	8,602	8,079	7,786	7,265	6,729	6,532	5,917	5,652
	受診率	99.0%	97.8%	96.7%	97.6%	96.8%	97.1%	96.3%	96.8%
② 回 目	交付数	8,787	8,330	8,139	7,509	7,026	6,791	6,221	5,905
	受診数	8,168	7,642	7,552	6,924	6,417	6,126	5,552	5,411
	受診率	93.0%	91.7%	92.8%	92.2%	91.3%	90.2%	89.2%	91.6%
③ 回 目	交付数	8,870	8,408	8,241	7,572	7,102	6,843	6,280	5,948
	受診数	8,168	7,712	7,622	7,055	6,546	6,224	5,737	5,427
	受診率	92.1%	91.7%	92.5%	93.2%	92.2%	91.0%	91.4%	91.2%
④ 回 目	交付数	8,952	8,481	8,303	7,648	7,172	6,904	6,330	6,012
	受診数	8,309	7,798	7,634	7,054	6,628	6,233	5,835	5,505
	受診率	92.8%	91.9%	91.9%	92.2%	92.4%	90.3%	92.2%	91.6%
⑤ 回 目	交付数	9,024	8,532	8,344	7,701	6,465	6,948	6,376	6,042
	受診数	8,025	7,570	7,355	6,755	5,842	6,088	5,782	5,378
	受診率	88.9%	88.7%	88.1%	87.7%	90.4%	87.6%	90.7%	89.0%
⑥ 回 目	交付数	9,065	8,573	8,383	7,731	7,254	6,976	6,413	6,063
	受診数	8,380	7,967	7,624	7,099	6,589	6,186	5,898	5,474
	受診率	92.4%	92.9%	90.9%	91.8%	90.8%	88.7%	92.0%	90.3%
⑦ 回 目	交付数	9,105	8,611	8,417	7,767	7,299	6,998	6,450	6,094
	受診数	8,165	7,727	7,431	7,042	6,573	6,085	5,845	5,283
	受診率	89.7%	89.7%	88.3%	90.7%	90.1%	87.0%	90.6%	86.7%

妊婦健康診査票の交付及び受診状況									
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年／令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
⑧ 回 目	交付数	9,161	8,665	8,456	7,810	7,328	7,035	6,487	6,128
	受診数	8,104	7,613	7,373	6,967	6,558	5,993	5,842	5,281
	受診率	88.5%	87.9%	87.2%	89.2%	89.5%	85.2%	90.1%	86.2%
⑨ 回 目	交付数	9,201	8,714	8,515	7,850	7,389	7,063	6,524	6,153
	受診数	7,400	7,028	6,903	6,554	6,250	5,687	5,579	4,995
	受診率	80.4%	80.7%	81.1%	83.5%	84.6%	80.5%	85.5%	81.2%
⑩ 回 目	交付数	9,239	8,739	8,548	7,893	7,424	7,076	6,547	6,182
	受診数	7,001	6,482	6,129	5,754	5,492	5,124	4,884	4,507
	受診率	75.8%	74.2%	71.7%	72.9%	74.0%	72.4%	74.6%	72.9%
⑪ 回 目	交付数	9,275	8,760	8,565	7,914	7,438	7,103	6,565	6,202
	受診数	7,891	7,386	7,120	6,627	6,243	5,849	5,583	4,927
	受診率	85.1%	84.3%	83.1%	83.7%	83.9%	82.3%	85.0%	79.4%
⑫ 回 目	交付数	9,297	8,770	8,568	7,916	7,444	7,102	6,573	6,203
	受診数	7,017	6,586	6,351	5,931	5,603	5,131	4,929	4,543
	受診率	75.5%	75.1%	74.1%	74.9%	75.3%	72.2%	75.0%	73.2%
⑬ 回 目	交付数	9,303	8,752	8,563	7,916	7,444	7,088	6,571	6,204
	受診数	5,351	5,040	4,913	4,631	4,298	3,799	3,637	3,289
	受診率	57.5%	57.6%	57.4%	58.5%	57.7%	53.6%	55.3%	53.0%
⑭ 回 目	交付数	9,305	8,747	8,545	7,902	7,434	7,073	6,559	6,208
	受診数	3,139	2,976	2,900	2,808	2,611	2,257	2,160	1,948
	受診率	33.7%	34.0%	33.9%	35.5%	35.1%	31.9%	32.9%	31.4%

- ・表2の妊娠届出総数は減少、妊婦訪問指導数は増加、妊婦電話相談数(延)は増加している。
- ・令和4年度第2次補正予算案で出産・子育て応援交付金が閣議決定され、伴走型相談支援事業が開始され、妊娠届出時から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら、出産・育児等の見通しをたてるための面談やその後の情報発信・相談対応等の継続支援を通じ、必要な支援につなぐこととされた。

【表2】

(出展:令和4年度母子保健事業報告)

妊婦訪問・相談の状況								
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年／令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
妊娠届出総数	8,721	8,205	7,925	7,367	6,915	6,638	6,065	5,747
妊婦訪問指導数<実>	115	132	114	121	170	192	181	198
妊婦訪問指導実施率	1.3%	1.6%	1.4%	1.6%	2.5%	2.9%	3.0%	3.4%
妊婦訪問指導数<延>	194	230	219	271	212	291	273	309
妊婦相談(面接)数<実>	9,027	8,203	8,478	7,986	7,243	7,071	6,410	6,111
妊婦相談(面接)率	103.5%	100.0%	107.0%	108.4%	104.7%	106.5%	105.7%	106.3%
妊婦相談(面接)数<延>	9,200	8,400	8,826	8,245	7,608	7,535	6,933	6,774
妊婦電話相談数<延>	666	690	905	1,281	2,249	2,558	2,527	2,192

### (3) 産婦に対する支援について

- ・産婦訪問実施率は高い割合を維持している。
- ・産婦訪問件数実・延ともに減少しているが、面接数や電話相談数は増加している。

【表3】

(出展:令和4年度母子保健事業報告)

産婦訪問・相談の状況								
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年／令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
産婦訪問件数<実>	8,861	8,296	7,955	7,539	7,091	6,521	6,550	5,830
産婦訪問実施率	99.6%	98.3%	99.3%	96.6%	99.0%	98.3%	101.7%	100.2%
産婦訪問件数<延>	9,539	8,975	8,668	8,224	7,741	7,211	7,100	6,396
産婦相談(面接)数<実>	1,007	1,039	931	943	921	746	924	1,549
産婦相談(面接)数<延>	1,135	1,150	996	1,027	1,079	913	1,108	2,119
産婦電話相談数<延>	680	932	1,179	1,528	1,729	1,726	2,079	2,007

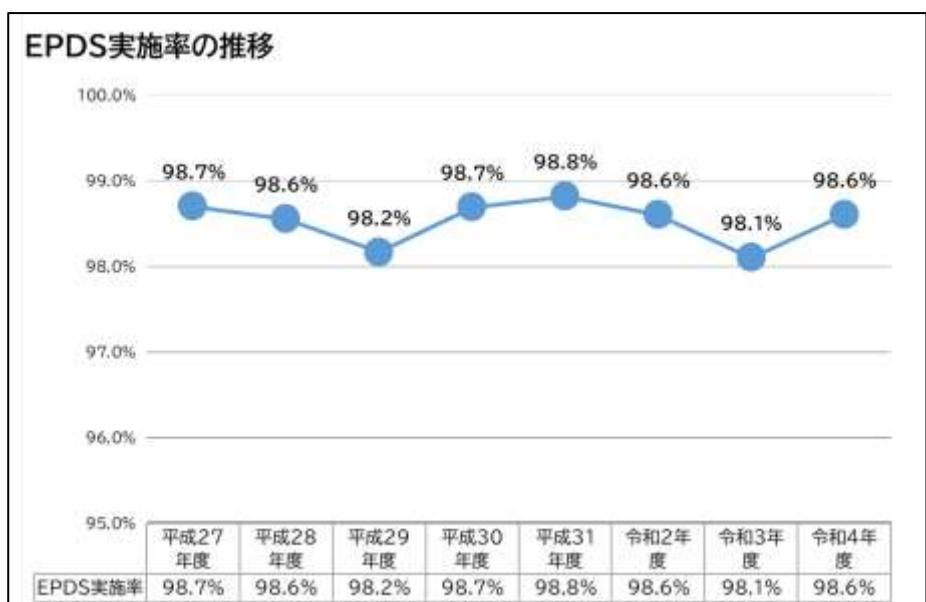
### 産婦訪問実施率の推移



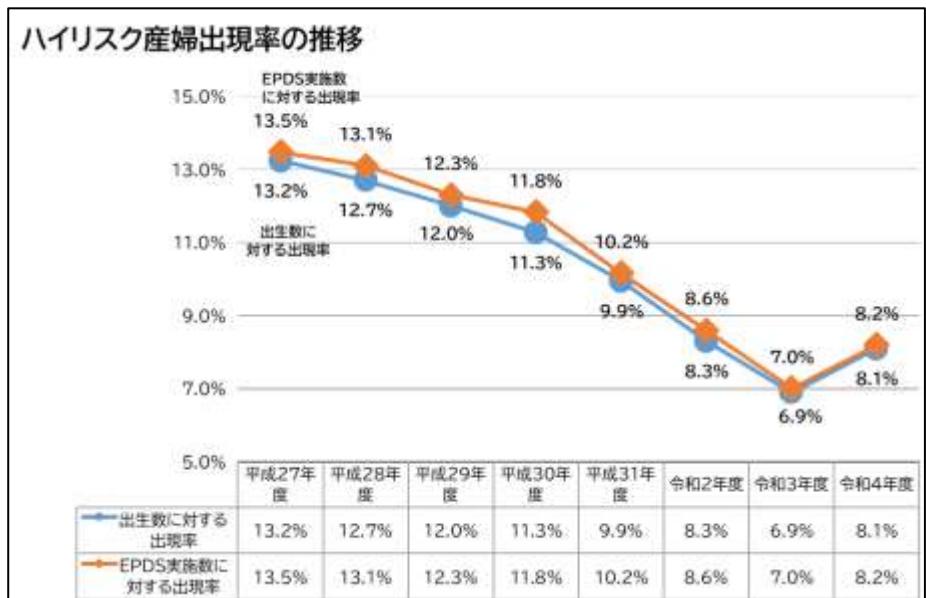
\*産婦訪問実施率は、産婦訪問件数(実)を出生数(仙台市除く)で除しているため100%を超える場合がある。

- EPDSは高い実施率を維持している。ハイリスク産婦出現率は減少しているが、産婦訪問実施率は増加している。

### EPDS実施率の推移



### ハイリスク産婦出現率の推移



## ◆産婦健康診査事業の実施状況

産後うつの予防や妊産婦の自殺予防、新生児への虐待予防等を図る観点から出産後間もない時期の産婦に対する支援が重要であり、県内全域での事業展開につなげるため、県内市町村が統一した取り組みで事業を実施できるよう体制整備を進め、令和3年1月から宮城県医師会と市町村の集合契約による産婦健康診査事業が開始された。なお、令和4年度から、全市町村が産婦健康診査事業を実施。

**【表4】令和4年度産婦健康診査事業の実績**

(出展:母子保健衛生費国庫補助金実績報告\_R5年3月末時点)

圏域名	番号	市町村名	助成回数	対象人数	受診延人数	支援が必要と認め 産後ケア事業につなげた人数
仙南	1	仙台市	2回	6,703人	12,759人	63人
	2	白石市	2回	115人	182人	—
	3	角田市	1回	24人	24人	1人
	4	蔵王町	2回	39人	70人	—
	5	七ヶ宿町	2回	2人	3人	—
	6	大河原町	2回	126人	215人	—
	7	村田町	2回	45人	77人	—
	8	柴田町	2回	192人	338人	—
	9	川崎町	2回	18人	30人	2人
	10	丸森町	—	—	—	—
塩釜	11	塩竈市	2回	214人	362人	2人
	12	多賀城市	2回	457人	788人	6人
	13	松島町	2回	51人	89人	5人
	14	七ヶ浜町	2回	77人	130人	—
	15	利府町	2回	221人	348人	3人
岩沼	16	名取市	2回	489人	776人	33人
	17	岩沼市	2回	226人	452人	—
	18	亘理町	2回	166人	282人	1人
	19	山元町	2回	30人	50人	—
黒川	20	富谷市	2回	319人	576人	—
	21	大和町	2回	170人	298人	4人
	22	大郷町	—	—	—	—
	23	大衡村	2回	27人	47人	1人
大崎	24	大崎市	2回	601人	1147人	3人
	25	色麻町	2回	27人	53人	4人
	26	加美町	2回	91人	171人	—
	27	涌谷町	2回	40人	78人	1人
	28	美里町	1回	88人	88人	—

※

※

圏域名	番号	市町村名	助成回数	対象人数	受診延人数	支援が必要と認め 産後ケア事業につなげた人数
栗原	29	栗原市	2回	196人	389人	—
石巻	30	石巻市	2回	668人	1206人	17人
	31	東松島市	2回	196人	389人	8人
	32	女川町	2回	31人	57人	—
登米	33	登米市	2回	345人	639人	—
気仙沼	34	気仙沼市	2回	212人	337人	2人
	35	南三陸町	—	—	—	—

※

※産婦健康診査事業は実施しているが、母子保健衛生費国庫補助金を活用していないため「—」としている。

#### ◆産後ケア事業

##### ・産後ケア事業に係る法定化の動き

令和3年4月1日に「母子保健法の一部を改正する法律」、「母子保健法施行規則の一部を改正する省令」が施行され、産後ケア事業の実施が市町村の努力義務となった。

【表5】産後ケア事業の実施状況（市町村へのヒアリング等による 実施：35市町村）

開始年度								
H27年度 【1】	H30年度 【3】	令和元年度 【1】	R2年度 【6】	R3年度 【11】	令和4年度 【7】	令和5年度 【5】	令和6年度 【1】	
名取市	仙台市 岩沼市 加美町	山元町	気仙沼市 富谷市 登米市 大崎市 村田町 亘理町	石巻市 蔵王町 柴田町 七ヶ浜町 利府町 女川町	塩竈市 多賀城市 大河原町 松島町 美里町	栗原市 東松島市 角田市 川崎町 大衡村	白石市 丸森町 大郷町 色麻町 七ヶ宿町	南三陸町

#### <宮城県による広域調整>

令和6年度4月1日から宮城県医師会および宮城県助産師会による集合契約を開始。

#### 令和6年度の実績

市町村：22 市町村

県医師会所属医療機関：17 か所

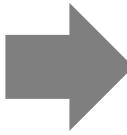
県助産師会所属機関：35 か所

#### 令和7年度の参加予定

市町村：33 市町村

県医師会所属医療機関：22 か所

県助産師会所属機関：40 か所



◆令和4年度産後ケア事業の実績

※「令和4年度母子保健衛生国庫補助金」を活用せずに市町村単独予算で事業を実施している  
市町村の実績は含まない。仙台市の実績はヒアリングによる。

【表6】

(出展:母子保健衛生費国庫補助金実績報告\_R5年3月末時点)

圏域	市町村名	R4年度		R4年度		R4年度		R4年度	
		宿泊型		デイサービス型（個別型）		デイサービス型（集団型）		アウトリーチ型	
		実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
	仙台市	276	1,039	408	1,019	—	—	267	510
仙南	白石市	—	—	—	—	—	—	—	—
	角田市	—	—	1	1	—	—	—	—
	蔵王町	—	—	—	—	—	—	—	—
	七ヶ宿町	—	—	—	—	—	—	—	—
	大河原町	—	—	10	13	—	—	1	1
	村田町	—	—	1	1	—	—	1	1
	柴田町	—	—	14	22	—	—	—	—
	川崎町	1	7	2	2	—	—	1	1
	丸森町	—	—	—	—	—	—	—	—
塩釜	塩竈市	—	—	14	29	—	—	7	10
	多賀城市	—	—	87	270	—	—	—	—
	松島町	—	—	—	—	—	—	5	7
	七ヶ浜町	—	—	—	—	—	—	3	7
	利府町	—	—	20	72	—	—	2	4
岩沼	名取市	—	—	33	75	—	—	—	—
	岩沼市	—	—	10	19	—	—	3	5
	亘理町	—	—	1	1	—	—	1	2
	山元町	—	—	—	—	—	—	—	—
黒川	富谷市	2	8	18	40	—	—	—	—
	大和町	2	3	4	16	—	—	—	—
	大郷町	—	—	—	—	—	—	—	—
	大衡村	—	—	1	3	—	—	—	—
大崎	大崎市	13	45	14	18	—	—	23	38
	色麻町	—	—	—	—	—	—	—	—
	加美町	—	—	1	1	—	—	3	4
	涌谷町	—	—	—	—	—	—	1	2
	美里町	—	—	—	—	—	—	1	1
栗原	栗原市	1	3	—	—	—	—	2	2
石巻	石巻市	—	—	4	4	109	109	—	—
	東松島市	—	—	23	73	10	10	3	7
	女川町	—	—	—	—	4	4	3	3
登米	登米市	—	—	—	—	—	—	3	3
気仙沼	気仙沼市	—	—	—	—	—	—	3	11
合計		295	1,105	666	1,679	123	123	333	619

◆産前・産後サポート事業の実施状況

(出展:母子保健衛生費国庫補助金実績報告\_R5年4月時点)

アウトリーチ（パートナー）型 【2】	デイサービス（参加）型 【11】
塩竈市	仙台市
大崎市	石巻市
	塩竈市
	多賀城市
	大崎市
	七ヶ浜町
	美里町

※実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、  
個別に相談等に対応。

※公共施設等を活用し、集団形式等により、同じ悩み等  
を有する利用者からの相談に対応。

◆令和4年度産前・産後サポート事業の実績

(出展:母子保健衛生費国庫補助金実績報告\_R5年3月末時点)

順位	市町村名	アウトリーチ型		デイサービス型	
		実数	延数	実数	延数
1	仙台市	—	—	3,717	3,785
2	石巻市	—	—	282	282
3	塩竈市	156	156	339	339
4	名取市	252	252	—	—
5	多賀城市	—	—	282	282
6	登米市	—	—	83	83
7	大崎市	181	181	62	78
8	富谷市	—	—	293	293
9	七ヶ浜町	—	—	45	115
10	加美町	—	—	31	46
11	美里町	—	—	37	37

#### (4) 新生児に対する支援について

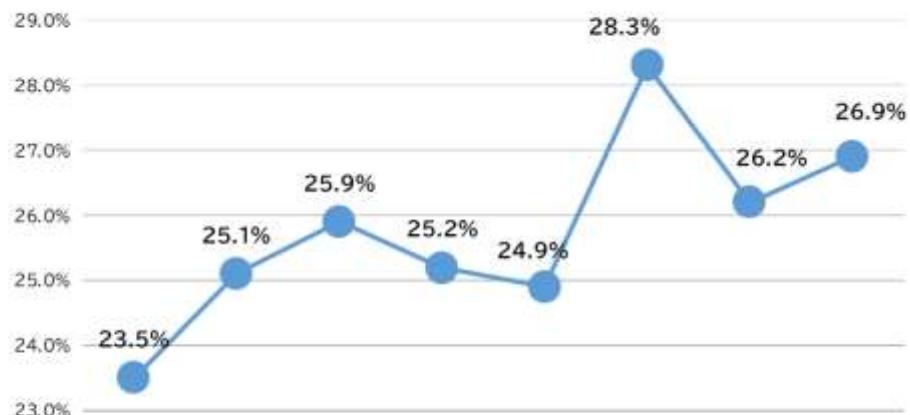
- ・新生児訪問実施率は令和2年度に増加し、その後は26%程度で推移している。
- ・新生児の栄養方法は、平成27年度は母乳実施率が高い割合がったが、令和4年度は混合栄養が高い割合となっている。また、人口栄養の割合が増えている。

【表7】

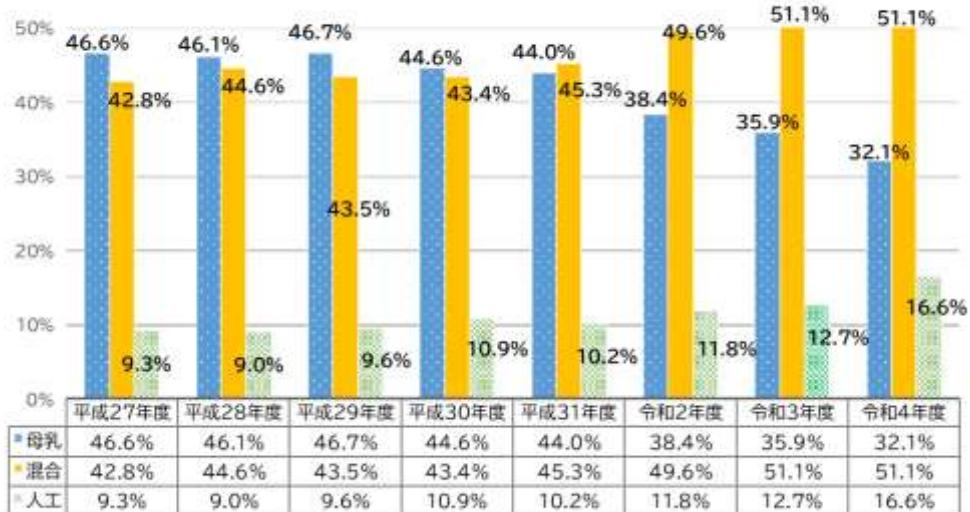
(出展:令和4年度母子保健事業報告)

新生児の訪問指導等の実施状況								
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年／令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
新生児訪問件数<実>	8,890	8,233	7,770	7,424	6,972	6,383	6,303	5,689
生後28日未満訪問件数<実>	2,091	2,115	2,078	1,966	1,783	1,878	1,688	1,565
新生児訪問実施率	23.5%	25.1%	25.9%	25.2%	24.9%	28.3%	26.2%	26.9%
新生児訪問件数<延>	3,916	8,586	8,257	7,869	6,781	6,911	6,537	6,040
栄養	母乳	4,145	3,793	3,631	3,310	3,065	2,448	2,260
	母乳(割合)	46.6%	46.1%	46.7%	44.6%	44.0%	38.4%	35.9%
	混合	3,802	3,673	3,380	3,225	3,158	3,163	3,221
	混合(割合)	42.8%	44.6%	43.5%	43.4%	45.3%	49.6%	51.1%
	人工	826	742	744	808	710	752	800
	人工(割合)	9.3%	9.0%	9.6%	10.9%	10.2%	11.8%	12.7%
	不明	24	2	89	31	6	6	19
	不明(割合)	0.3%	0.0%	1.1%	0.4%	0.1%	0.1%	0.4%

新生児訪問実施率の推移 ※生後28日未満の訪問件数から算出



栄養方法(率)の推移:新生児



(注)不明を除いているため、合計100%にならない

## (5) 乳幼児に対する支援について

・児童福祉法に基づき乳児家庭全戸訪問を実施している。

令和2年度の実施率が低下しているが、その後は99%程度で推移している。

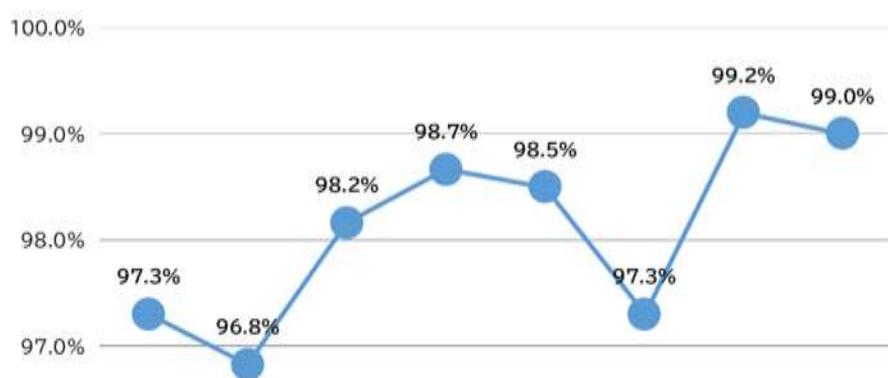
・令和4年6月8日児童福祉法等の一部を改正する法律が成立(令和6年4月1日施行)し、こども家庭センターの設置が努力義務化されたことに伴い、養育支援訪問事業の「育児・家事の援助」を、新事業である「子育て世帯訪問支援事業」へ移行し、既存の養育支援訪問事業では育児支援に関する相談支援に特化している。

【表8】

(出展:令和4年度母子保健事業報告)

全戸訪問・養育支援訪問等(再掲)の実施状況								
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年／令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全戸訪問	乳児家庭全戸訪問対象家庭数	8,996	8,439	7,829	7,553	7,038	6,488	6,281
	乳児家庭全戸訪問実施数	8,749	8,171	7,685	7,452	6,935	6,315	6,231
	乳児家庭全戸訪問実施率	97.3%	96.8%	98.2%	98.7%	98.5%	97.3%	99.2%
養育支援訪問	育児・家事の援助	697	1,246	1,543	500	480	551	240
	育児支援に関する技術的助言	2,101	1,921	2,004	1,986	2,177	2,157	1,246
	分娩に関わった産科医療機関の助産師による訪問支援	22	0	0	1	1	0	0

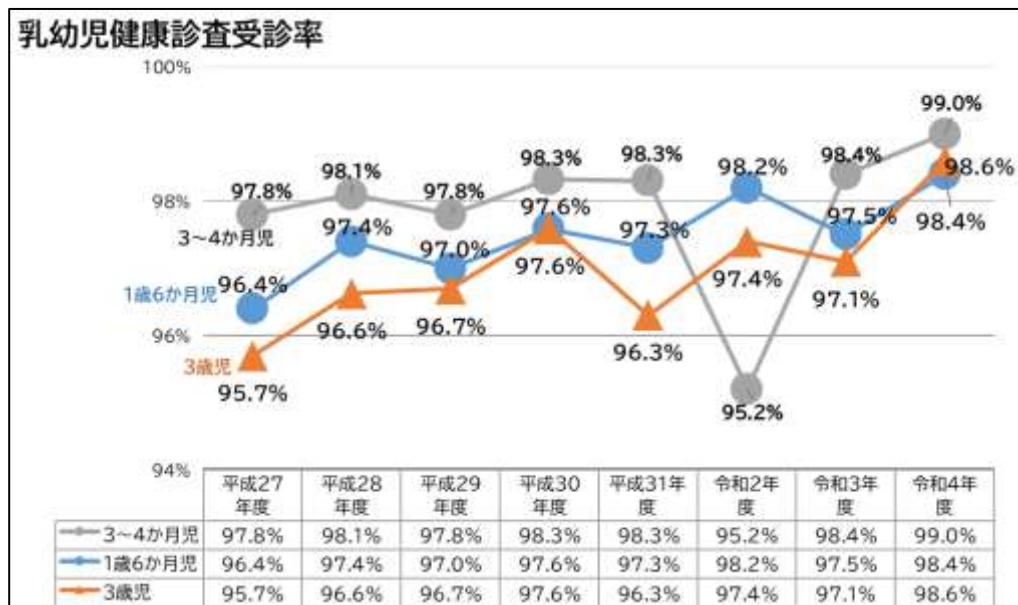
乳児家庭全戸訪問実施率の推移



【表9】

(出展:令和4年度母子保健事業報告)

乳幼児の健康診査の実施状況								
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年／令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
3~4か月児健康診査対象者数(l)	9,092	8,634	8,190	7,888	6,848	6,714	6,564	5,910
3~4か月児健康診査受診者数(m)	8,888	8,469	8,007	7,756	6,733	6,390	6,456	5,848
3~4か月児健康診査受診率(m)/(l)	97.8%	98.1%	97.8%	98.3%	98.3%	95.2%	98.4%	99.0%
1歳6ヶ月児健康診査対象者数(y)	9,213	9,332	8,901	8,359	7,471	8,105	7,059	6,743
1歳6ヶ月児健康診査受診者数(z)	8,885	9,092	8,631	8,157	7,267	7,961	6,882	6,632
1歳6ヶ月児健康診査受診率(z)/(y)	96.4%	97.4%	97.0%	97.6%	97.3%	98.2%	97.5%	98.4%
3歳児健康診査対象者数(am)	9,716	9,859	9,350	9,435	8,315	9,052	8,310	7,653
3歳児健康診査受診者数(an)	9,294	9,526	9,041	9,208	8,008	8,813	8,066	7,545
3歳児健康診査受診率(an)/(am)	95.7%	96.6%	96.7%	97.6%	96.3%	97.4%	97.1%	98.6%



- ・精神発達精密健康診査は、平成31年度に実施主体が県から市町村へ変更となった。
- ・平成11年に乳幼児健康診査実施要綱が一部改正となり、乳幼児精健の実施期間が、児童相談所から市町村に改められた。当県では、早期の療育がその後の健全な発達に資すること、虐待の予防にも繋がることなどから、継続して児童相談所が実施していたが、社会情勢の変化や、児童福祉法改正等に伴い、児童相談所の業務等に課題が生じるようになった。平成28年6月の児童福祉法一部改正により、市町村と都道府県の役割が明確化され、市町村はより身近な場所での相談支援を実施すること、都道府県はより専門的な対応を行うことが明記されたことにより、当県においても実施体制を検討し、平成31年度から実施主体が市町村となった。

【表10】

(出展:令和4年度母子保健事業報告)

精神発達精密健康診査の実施状況								
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年／令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1歳6か月児精神発達精密健康診査受診者数(市町村実施分)<実>	—	—	—	—	23	80	198	201
1歳6か月児精神発達精密健康診査受診者数(市町村実施分)<延>	—	—	—	—	24	87	215	213
1歳6か月児精神発達精密健康診査受診者数(児童相談所実施分)<実>	73	74	76	31	17	16	2	7
1歳6か月児精神発達精密健康診査受診者数(児童相談所実施分)<延>	79	84	77	35	20	16	2	7
3歳児精神発達精密健康診査受診者数(市町村実施分)<実>	—	—	—	—	198	369	633	543
3歳児精神発達精密健康診査受診者数(市町村実施分)<延>	—	—	—	—	225	397	705	591
3歳児精神発達精密健康診査受診者数(児童相談所実施分)<実>	651	529	557	302	280	141	34	13
3歳児精神発達精密健康診査受診者数(児童相談所実施分)<延>	722	567	574	305	285	144	34	13

(6)こども家庭センター設置状況について(令和6年5月1日時点\_子ども・家庭支援課調べ)

◆設置済の市町村 35市町村中19市町(54.3%)

(内訳)児童福祉機能の類型別箇所数

小規模A型(児童人口:概ね0.9万人未満) 15自治体

小規模B型(児童人口:概ね0.9万人以上1.8万人未満) 4自治体